

船舶等の対応措置(台風襲来・暴風時)

【志布志港、内之浦港】

勧告区分	船舶等の対応措置	
警戒勧告	一般船舶	停泊船舶及び警戒体制発令中に入港する船舶は、台風の動向に留意し乗組員の待機、係留索の補強、機関の準備等を整えること。
	漁船等小型船	外港地区、本港地区及び若浜地区船だまりの船舶は、係留索の補強、積載物の移動防止のための措置、命綱の準備をする。
	危険物積載船	危険物の積、揚げ荷役は状況に応じ中止し、一般船舶と同様の措置を行うこと。
	岸壁施設及び蓄積物	風浪による流出防止のための蓄積物の移動、固縛等を行い、又は、状況によって直ちにその措置がとれる準備をすること。
避難勧告	全船舶	<ol style="list-style-type: none"> 1 荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 在泊船舶長は、保船上必要があるときは、志布志湾外へ避難すること。 3 志布志港及び内之浦港に停泊する総トン数200トン以上の船舶は、港外へ避難すること。 4 総トン数200トン以上であって志布志港及び内之浦港に入港しようとする船舶は入港を見合わせる。
解除	全船舶	各船舶は、避難準備を復旧し、あるいは入港する。

※志布志湾は、台風の影響を受けやすく、過去に台風による海難が発生する等台風避難に適さない場所であるため早めに湾外に避難すること。

※海難救助、災害支援物資の輸送、その他緊急に活動を行う必要があると鹿児島海上保安部長が認めた場合は、上記に規定する船舶対応によらないことができる。

※志布志港で出入港するフェリーについては、上記に規定する船舶対応によらず、自社が定める安全管理規定に基づき運航することができる。この場合において、台風の強風域若しくは異常発達した低気圧が到達する前に安全な海域に避難を完了するなど安全第一に運航すること。